

鳥取県告示第119号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年5月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

1 申請のあった年月日

平成22年3月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人サポートイルカ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

春日 忠明

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市奈喜良274-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、就労の支援、職業能力の開発および社会参画に関する事業を行い、障がい者の自立と福祉の向上に寄与することを目的とする。